

法科大学院対応状況報告書

金沢大学大学院法学研究科法務専攻

評価実施年度：令和4年度

対象となる基準	基準1-2, 1-3, 2-5
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○ 法科大学院の専任教員の採用基準が明確に規定されていないこともあって、人的リソースの配分に当たり、法学分野の固有の業績評価基準等について法科大学院の設置者から配慮されず、一部の法律基本科目を担当する専任の教員の補充がなされていない。</p>
対応状況	<p>人間社会研究域法学系と共同で詳細な採用基準を策定し、当該採用基準に基づき法務専攻において採用候補者の選定を行った。その後全学の会議等で審議を行った結果、欠員となっていた行政法担当と商法担当の教員の採用が認められ、令和5年4月に着任した。</p>
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・2-5-1-16_法学系における昇任・採用基準に関する申合せ（非公表） ・1-2-1-05_（行政法）第51回法務専攻会議議事概要（2022.10.04_行政法採用・非公表） ・1-2-1-07_（商法）第57回法務専攻会議議事概要（2023.01.10_商法採用・非公表）

対象となる基準	基準1-3
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○ 法令により公表が求められている事項のうち、一部の兼任教員の学位や業績について、公表されていない。</p>
対応状況	<p>令和5年2月までに公表を完了した。また、令和5年度の新規の教員についても公表を完了している。</p>
根拠資料・データ	<p>法科大学院ウェブサイト https://knzwl.s.w3.kanazawa-u.ac.jp/houmu/staff/index.html</p>

対象となる基準	基準3-3
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○ 単位互換協定により単位互換する授業科目に関する規程が適切に整備されていない。特に、環境法について「環境法」（2単位）を開設しているものの、他大学との単位互換協定により「環境法」（2単位）が提供されることに伴い、当該授業科目を</p>

	<p>不開講としており，自大学の開設科目と単位互換協定を前提とする履修とが適切に整理されていない。また，単位互換協定により司法試験の選択科目についてオンデマンド型の授業の提供を受ける場合に，教育効果の同等性が十分に担保されていることが確認されていない。</p>
対応状況	<p>前段については，本学の「環境法」を大学院法学研究科規程別表第2及び大学院法学研究科法務専攻教務関係細則別表から削除した。併せて，用語上の問題点を指摘されていた4大学連携関係の科目における「連携科目」という名称を「単位互換科目」へと変更した。</p> <p>後段については，単位互換協定を締結している4大学で協議し，司法試験の選択科目について，論述能力の涵養の方策（授業期間中のレポート課題、起案の実施など），学生同士の意見交換等の方策（従来どおり、オンライン上に掲示板、チャットルームなどを設定），学生と教員の質疑対応等の方策（従来どおり、電子メールやオンライン会議ツールを使用），演習形式授業について対面・同時双方向と同効果を有する方策（2単位につき2回程度、同時双方向の授業の回を設けるなど）の4つの観点で，対面・同時双方向授業との同等性が十分に担保することを確認した。</p>
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-3-A-01_第55回法務専攻会議議事概要（2022.12.06_「環境法」削除等・非公表） ・ 3-3-A-02_第31回法学研究科会議議事概要（2022.12.20_「環境法」削除等・非公表） ・ 3-3-A-03_法学研究科規程別表第2 ・ 3-3-A-04_法務専攻教務関係細則別表 ・ 3-3-A-05_令和5年度4大学連携教育計画（2023年05月21日時点・非公表）

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかに☑し、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、（非公表）と追記して下さい。

5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。

法科大学院対応状況報告書

金沢大学大学院法学研究科法務専攻

評価実施年度：令和4年度

対象となる基準	基準3-3
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>単位互換協定により単位互換する授業科目に関する規程が適切に整備されていない。特に、環境法について「環境法」（2単位）を開設しているものの、他大学との単位互換協定により「環境法」（2単位）が提供されることに伴い、当該授業科目を不開講としており、自大学の開設科目と単位互換協定を前提とする履修とが適切に整理されていない。また、単位互換協定により司法試験の選択科目についてオンデマンド型の授業の提供を受ける場合に、教育効果の同等性が十分に担保されていることが確認されていない。</p>
対応状況	<p>前段について。単位互換協定により単位互換する授業科目の名称を「連携科目」から「単位互換科目」に変更した。不開講としていた本学の「環境法」を大学院法学研究科規程別表第2及び大学院法学研究科法務専攻教務関係細則別表から削除した。本学の「環境法」を提供すべき入学年度の学生が、他大学との単位互換協定により提供される「環境法」を履修した場合には本学の「環境法」に読み替える旨の内規を設けた。</p> <p>なお、令和6年度以降は、本学の「租税法Ⅱ」を大学院法学研究科規程別表第2及び大学院法学研究科法務専攻教務関係細則別表から削除し、他大学との単位互換協定により「租税紛争処理」の提供を受けている。上記内規には、本学の「租税法Ⅱ」を提供すべき入学年度の学生が、他大学との単位互換協定により提供される「租税紛争処理」を履修した場合には本学の「租税法Ⅱ」に読み替える旨も含めた。</p> <p>後段について。本学は、他大学との単位互換協定により、司法試験の選択科目である「環境法」の提供を受けており、本学の同科目履修者は、各回において、同時双方向（同時配信）型またはオンデマンド型で受講することができる。本学は、「環境法」提供校及び本学の同科目履修者を通じて、本学の同科目履修者がオンデマンド型で受講した場合には、授業担当教員に質問等を含めたメールを授業実施週の週末までに送信すること、授業担当教員はメールに示された質問等に対してコメントを付</p>

	して返却すること、学生間の意見交換の機会がオンライン上の掲示板にて提供されていることにより、オンデマンド型の授業においても、対面・同時双方向授業との教育効果の同等性が十分に担保されていることを確認した。
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-3-A-01_第 55 回法務専攻会議議事概要（2022. 12. 06_「環境法」削除等・非公表） ・ 3-3-A-02_第 31 回法学研究科会議議事概要（2022. 12. 20_「環境法」削除等・非公表） ・ 3-3-A-03_金沢大学大学院法学研究科規程別表第 2 ・ 3-3-A-04_金沢大学大学院法学研究科法務専攻教務関係細則別表 ・ 3-3-B-01_法務専攻・履修科目名の読み替えに関する申合せ（非公表） ・ 3-3-B-02_「環境法（単位互換科目）」の授業実施状況確認（非公表）

対象となる基準	基準 2 - 3
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>修了者の司法試験の合格状況が、当該法科大学院が自ら目標として設定する全法科大学院の平均合格率の 2 分の 1 の値を継続的に満たすことができていないため、さらなる改善の取組を図ることが望ましい。</p>
対応状況	<p>司法試験の合格者数は、令和 5 年 3 人、令和 6 年 4 人であり、合格率は、令和 5 年 23%、令和 6 年 25%と、いずれにおいても、目標としている全法科大学院の平均合格率の 2 分の 1 の値（令和 5 年 22.5%、令和 6 年 21%）を上回っている。</p>
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2-3-1_司法試験の合格状況

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかにし、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、（非公表）と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号について

ては、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。

6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。